

記入例（簡易な収入(所得)見込額の申立書) 表面

予期せず令和4年1月から12月までに家計が急変し、収入の減少がした場合✓を記入して下さい。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

様式第3号別紙（用紙 日本産業規格A4縦型）

簡易な収入(所得)見込額

【家計急変有】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少

申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和4年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
					給与収入	事業収入 又は 不動産収入	年金収入		
記載例①（収入で申請する場合） ※令和4年1月以降の任意の1か月の収入で申請する場合									
シミス ユウスイ 清水 遼水	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年1月	収入合計額 A+B+C=【D】 101,000 円	0 円	101,000 円	1,212,000 円	1,578,000 円
シミス ハナコ 清水 はなこ	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年1月	収入合計額 A+B+C=【D】 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
記載例②（所得で申請する場合）									
シミス タロウ 清水 たろう	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 120,000 円	120,000 円	120,000 円	1,440,000 円	1,578,000 円

〔令和4年1月から12月の間の任意の1か月の収入により申請する場合〕
 ・④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、(D)×12の額を記載して下さい。
 ・下表から、①欄の人数に該当する区分の非課税相当収入限度額を確認し、表の欄を①欄に記入して下さい。
 ・非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑧欄)を比較して、⑧欄のほうが低ければ支給対象です。(裏面に記載不要)

〔所得で申請する場合〕
 記載例②の場合、非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑧欄)を比較して、⑧欄のほうが高いため、所得による申請となります。(2枚目を記入)

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月から令和4年12月の間の任意の1か月の月を記入して下さい。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月～令和4年12月の間の任意の1か月の収入を記入して下さい。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入して下さい。
- 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入して下さい。
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,377,800円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,687,399円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,097,999円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,497,999円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,047,399円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入して下さい ～

所得で申請する場合は裏面の作成をお願いします。

記入例（簡易な収入(所得)見込額の申立書） 裏面

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入 見込額	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額	【非課税所得 限度額】
		給与所得 控除額	事業収入等 の経費	公的年金等 控除		
記載例①（収入で申請する場合） ※令和4年1月以降の任意の1か月の収入で申請する場合						
1					円	円
記載不要（空欄）						
2					円	円
3					円	円
4					円	円
記載例②（所得で申請する場合）						
5	シミス タロウ	1,440,000	650,000		790,000	828,000
	清水 たろう					

収入で申請する場合は、この面は記載不要です。

【所得で申請する場合】

- ・⑥欄には、表面の⑥欄値を記載して下さい。
- ・⑦欄～⑩欄に該当する控除額を記入して下さい。
- ・下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、⑩欄に該当する金額を記入して下さい。
- ・年間所得見込額を計算して下さい
 $年間所得見込額 = 収入額 - (⑦給与所得控除額 + ⑧事業収入等の経費 + ⑨公的年金等控除)$
- ・⑩欄の値が⑩欄の値を下回れば支給対象となります

（記入上の注意）

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。

⑦「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

① A × 12の額（給与収入分）が182.5万円以下 → 55万円
 ② A × 12の額（給与収入分）が182.5万円超180万円以下 → 給与収入分 × 40% - 10万円
 ③ A × 12の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分 × 30% + 8万円
 ④ A × 12の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分 × 20% + 44万円

⑧「事業収入等の経費」

①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
 ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑨「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

(85歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 : 60万円超130万円未満 → 80万円
 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円

(85歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 : 110万円超330万円未満 → 110万円
 : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円

⑩「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
 ⑩年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑦給与所得控除額 + ⑧事業収入等の経費 + ⑨公的年金等控除)

⑪「非課税所得限度額」には、⑩欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、⑩欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82万8,000円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110万8,000円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138万8,000円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166万8,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

記入が終了しましたら、清水町役場福祉介護課に直接又は同封の封筒にて郵送してください。
 申請期限は令和5年1月31日までです。
 審査の上、問題がなければ2～3週間程度で降り込みます。